

令和 2 年 3 月作成

名護市における居宅届・予防届の取り扱い

居宅届：居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
予防届：介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

1. 居宅届の提出が必要な場合

- 1) 居宅介護支援事業所が被保険者から居宅サービス計画の作成を依頼された場合。
- 2) 居宅サービス計画の作成をする居宅介護支援事業所が変更になった場合。
- 3) 更新申請後、要支援から要介護に認定区分が変更になる可能性がある場合。
- 4) 要支援から要介護を見込んで区分変更申請をする場合。

※暫定でサービス利用する場合、認定区分が要介護または要支援どちらにもなりうると判断した際は居宅届および予防届の両方を提出する。

- 5) 介護認定有効期間が一度切れた被保険者から、再度居宅サービス計画の作成を依頼された場合。
- 6) 介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）・特定施設入居者生活介護・グループホーム等に入所した被保険者が、在宅に戻り居宅サービス計画の作成を依頼された場合。

2. 予防届の提出が必要な場合

- 1) 地域包括支援センターまたは地域包括支援センターから委託された居宅介護支援事業所が被保険者から介護予防サービス計画の作成を依頼された場合。
- 2) 介護予防サービス計画を作成する地域包括支援センターまたは地域包括支援センターから委託された居宅介護支援事業所が変更になった場合。

※別の地域包括支援センターの圏域に被保険者が転居する場合も含む。

- 3) 更新申請後、要介護から要支援に認定区分が変更になる可能性がある場合。
- 4) 要介護から要支援を見込んで区分変更申請をする場合。

※暫定でサービス利用する場合、認定区分が要介護または要支援どちらにもなりうると判断した際は居宅届および予防届の両方を提出する。

- 5) 介護認定有効期間が一度切れた被保険者から、再度介護予防サービス計画の作成を依頼された場合。
- 6) 介護予防特定施設入居者生活介護・グループホーム等に入所した被保険者が、在宅に戻り介護予防サービス計画の作成を依頼された場合。

※記載された届出年月日と名護市への提出日に不合理な差がある場合には、必要に応じてその理由を確認する場合があります。その結果、届出書を受理できない場合や、届出年月日を修正することがあります。

名護市 介護長寿課 介護認定係
電話：0980-53-1212（内線：135）
担当者：平安名 智貴